

2019年度の事業報告

<2019年度の事業計画からのふりかえり>

取り組むべき広範な課題の中で以下のようなテーマを重点として設定し、また、これら以外の課題についても、理事会等で都度判断しながら必要な取り組みを行うこととしました。

1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

(1) 消費者運動への幅広い参加の獲得

消費者運動総体として、いよいよ歴史の継承・後進の育成が課題となってきています。会員団体や他分野における取り組みの工夫に学ぶ企画を実施することや、インターンシップ受け入れ、学生賛助会員獲得に向けた働きかけなどを通じて、今後の多様な参加のあり方を追求します。2019年は消費者庁・消費者委員会設立10周年であり、記念企画の開催を検討します。

→明治学院大学から2名、お茶の水女子大学から1名のインターンシップ受け入れを行いました。学生賛助会員制度を導入してから初となる入会が1名ありました。2019年9月28日に「消費者庁・消費者委員会10周年記念集会」を全国消費者行政ウオッチねっと・日本弁護士連合会との共催で開催しました。

(2) 新たな情報発信に向けた研究

若年層をはじめ消費者運動への幅広い参加を獲得する上でも、情報発信の多様化が必要です。2018年秋にスタートしたfacebook・twitterを継続するほか、機関紙「消費者ネットワーク」の見直しを含め、新たな情報発信について検討を進めます。

→facebookとtwitterの頻繁な更新を通じてタイムリーな情報発信を進めました。2020年3月時点でのフォロワー数は、facebookが168名、twitterが213名です(2019年4月時点でのフォロワー数は、facebookが114名、twitterが50名でした)。国会議員からのSNSフォローもあるなど、議員要請ツールとしての活用も進みました。機関紙「消費者ネットワーク」については、WEB版購読案内を読者に行い紙版からの切り替えが進んだほか、事務局の働き方改革の観点からも発行形態を変更(年間発行回数を12回→9回とし、合併号を増ページに)しました。

(3) 「NPO法人消費者スマイル基金」への支援

消費者スマイル基金が2017年にスタートし、これまでに計3回の助成事業を実施することができましたが、運営基盤・財政基盤は十分とは言えません。引き続き本基金の事務局として、消費者運動への社会的な理解促進を進めるとともに、消費者団体の財政基盤づくりに寄与します。

→「消費者スマイル基金」の事務局支援に引き続き取り組み、これまでに計5回の助成事業を実施することができたほか、2019年10月には認定NPO法人となることができました。また、会員拡大・寄付金確保にも取り組み、2020年3月時点で会員数は個人正会員89名、団体正会員25団体、団体賛助会員57団体となりました。

2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

(1) 消費者基本計画見直しへの対応

消費者基本計画は消費者政策推進の要であり、工程表見直しと第4期基本計画策定に向けて、政策提言に取り組みます。

→第4期基本計画策定に向けては、9月に『第4期消費者基本計画の構成(案)』に関する意見』を提出したほか、12月に消費者庁との意見交換会を開催、1月に『第4期消費者基本計画(案)』に関する意見』提出を行いました。全国消団連に加え会員8団体からも意見提出があり、確定した「第4期消費者基本計画」には、主な項目について消費者団体からの意見も一定反映されました。引き続き工程表策定に提言していく必要があります。

(2) 地方消費者行政の強化

地方消費者行政プロジェクトで自治体消費者行政調査に取り組み、把握に努めます。そのうえで求められる施策などについて、シンポジウム等で世論に発信します。

→地方消費者行政プロジェクトで2018年度に続き「都道府県の消費者行政調査」に取り組み、11月に報告書を公表しました(この調査は、地方消費者団体などで取り組まれている市町村消費者行政調査と連携して行い、14都府県で市町村調査が取り組まれました)。また、調査をふまえ11月に「地方消費者行政の充実・強化を考えるシンポジウム」を開催し、「地方消費者行政の充実・強化のための意見」を消費者担当大臣・財務大臣等へ提出しました。これらの調査結果や意見書は国会審議でも取り上げられました。また、消費者庁「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」、消費者委員会「地方消費者行政専門調査会」にプロジェクトメンバーが委員参加し、政策への意見反映に努めました。総務省「自治体戦略2040構想」についても学習会を行いました。

(3) 民法の成年年齢引き下げ、消費者契約法改正への対応

成年年齢の引き下げが決定された中、若年者の消費者被害が広がることのないよう、法整備や消費者教育などの施策の動向を注視し、少なくとも経過措置期間内に実効性ある対策が実施されることを求めます。

消費者契約法の次回改正に向け、論点整理などを進めます。消費者裁判手続特例法の見直しに向け、適格消費者団体と連携しつつ論点整理を進めます。

→成年年齢引き下げ関連のうち、消費者教育の取り組みは特にできませんでした。

→消費者契約法の次回改正に向けて、セミナーでの学習活動をはじめ、「ストップ消費者被害!～消費者契約法改正運動～」登録団体への情報提供を行いました。消費者庁で開催された「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」を引き継いで、12月から「消費者契約に関する検討会」が開始され、全国消団連からも委員参加しています。消費者委員バックアップ会議を設け、弁護士会や「消費者契約法の改正を実現する連絡会」とも連携して、論点整理や認識共有を図っています。

(4) 食品安全・表示に関する対応

消費者庁や消費者委員会で行われている「食品表示の全体像」や食品添加物表示制度の見直し議論について、動向を注視し政策提言を行います。

→ゲノム編集技術を利用した食品の取り扱いや、食品添加物表示の見直しについて、理事会で情勢共有と協議を重ね、意見書提出や「食品添加物表示制度に関する検討会」での意見表明、取材対応を進めました。「改正食品衛生法と液体ミルクについて」「食品表示・広告取締りの最新動向」「輸入食品の安全性と監視指導」をテーマに学習会を行いました。

(5) 消費者がエネルギーを適切に選択できる環境整備（電力・ガス自由化への対応等）

審議会で検討が進められている電力経過措置料金規制解除や発送電分離などの論点について、動向を注視し政策提言を行います。

→エネルギー関連の審議会委員のバックアップの場として「エネルギー問題懇談会」を設け、電力の経過措置料金規制解除問題、再生可能エネルギー主力電源化、電力に関する個人情報データの利活用、バイオマス発電における新規液体燃料の件などについて情勢共有と協議を重ねました。「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（仮称）（案）に対する意見」を提出しました。

(6) 公益通報者保護法改正への対応

消費者委員会公益通報者保護専門調査会のとりまとめを受けて、公益通報者保護法の早期改正がなされるよう、政策提言・議員要請などを進めます。

→2019年通常国会への改正法案提出が見送りになりましたが、「市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会」のメンバーとして、議員要請に取り組みました。12月に「公益通報者保護法の来年通常国会での改正を求める意見」を提出し、自民党・公明党の団体ヒアリングに対応しました。日弁連などとの共催で2月に院内集会を開催しました。

(7) その他課題

国の消費者行政機関の地方移転問題について、消費者庁消費者行政新未来創造オフィス（2017年7月開設）の取り組み等についてチェックし、必要に応じて政策提言などを進めます。

カジノ法、SDGs、単位価格表示（ユニットプライス）、軽減税率の学習、EC・AIやビッグデータ利活用、固定電話や郵便等のユニバーサルサービスなどの問題について、情勢に応じて対応を進めます。

→消費者行政機関の地方移転問題の検証時期到来を機に、『消費者行政新未来創造オフィス』の今後についての意見を提出しました。独占禁止法改正について、参議院経済産業委員会の参考人質疑に対応し、改正法も成立に至りました。デジタル・プラットフォームや個人情報保護をめぐる政策検討の進展に対応し、学習会・意見書提出を行ったほか、消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」に委員参加しています。インターネット上の海賊版サイト対策やダウンロード違法化、割賦販売法改正（クレジット決済の過剰与信規制の緩和問題）、キャッシュレス決済、カジノ法、民事裁判IT化、かんぽ生命の不公正契約問題、預託商法の法整備などに関する学習活動や意見提出に取り組みました。

3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

(1) 会員団体との連携強化

消費者団体の有する資源は限られており、個々の団体で全ての分野に精通することは困難です。消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。また、Webシステムを活用して地域団体との連携を強めます。特に地方消費者行政などの地域課題について、地域団体との情報共有レベルを高めながら、課題解決に取り組みます。

→理事会や学習会へのWeb参加が引き続き進みました。「地方消費者行政プロジェクト」や市町村消費者行政調査について、地域団体の参加が進みました。

(2) 国際的な消費者運動との連携強化

引き続き、CI から発信される情報に学ぶ、取り組み要請に応えるなどして国際的な消費者運動との連携強化を図ります。CI 世界大会に参加します。

→5月にポルトガルで開催された CI 世界大会や、9月に徳島で開催された「G20 消費者政策国際会合」に参加しました。「G20 消費者政策国際会合」については、過程で「『消費者政策国際会合』への消費者参加を求める意見」を提出するなどして消費者庁と折衝を重ね、徳島現地での参加（消費者団体から9名）や消費者庁庁舎でのパブリックビューイングを実現することができました。「デジタル社会における国際消費者情報」についての学習会を行いました。

(3) 他分野との連携強化

福祉や子育て支援など、隣接分野で活動している団体と連携強化を図るとともに、こうした方々に消費者運動・消費者団体の存在を知っていただくべくアピール強化を進めます。
→特段の取り組みはできませんでした。

以上